

計画年度	令和5年度～令和7年度
計画主体	山口県大島郡周防大島町

周防大島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	周防大島町 産業建設環境部 農林水産課
所 在 地	山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134
電 話 番 号	0820-79-1002
F A X 番 号	0820-79-1021
メー ル ア ド レ ス	nousui@town.suo-oshima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、サル、アナグマ、ヌートリア
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山口県大島郡周防大島町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (被害量)	被害金額
イノシシ	果樹 (みかん)	2.80 ha (23,000 kg)	5,060 千円
	水稻	0.38 ha (1,103 kg)	276 千円
タヌキ	果樹 (みかん)	0.80 ha (1,100 kg)	242 千円
カラス	果樹 (みかん)	1.20 ha (2,100 kg)	462 千円
ヒヨドリ	果樹 (みかん)	1.80 ha (2,900 kg)	638 千円
サル	野菜類	被害情報あり	
アナグマ	いも・根菜類	大きな被害情報なし	
ヌートリア	根菜類	大きな被害情報なし	

(2) 被害の傾向 (令和3年度)

<p>①イノシシ タヌキに代わり町の基幹産業である柑橘栽培に大きく影響を及ぼしている。年度を通して樹園地を中心に出没し、食害をはじめ、掘り起こしや枝折り等の被害が発生した。また、車との衝突や接触があったとの報告があり、人家周辺や通学路等にも出没し、人的被害の発生が懸念される。</p> <p>②タヌキ 被害としては食害が主であるが、以前に比べ大幅に頭数が減少しており、被害報告も少なくなっている。</p> <p>③カラス・ヒヨドリ タヌキと同様にみかんの食害が主であり、収穫時期には群れでの出没が多く確認される。カラスにおいては年間を通じて、柑橘・野菜類等の食害、人家付近への集団出没も確認されている。</p> <p>④サル 情島で単独でのサルが確認されている。被害は野菜類が主であるが、人家へ侵入しており人的被害の発生が懸念される。また、4月～8月まで情島以外の町内で目撃情報があったが、それ以降は確実な目撃情報がなく被害報告も入っていない。</p> <p>⑤アナグマ 大きな被害情報は入っていないが、主な被害は根菜類の食害である。</p>

⑥ヌートリア
 大きな被害情報は入っていないが、主な被害は根菜類の食害である。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和3年度)	目標値		
			(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)
イノシシ	被害額	5,336千円	4,535千円	4,135千円	3,735千円
タヌキ		242千円	205千円	187千円	169千円
カラス		462千円	392千円	358千円	323千円
ヒヨドリ		638千円	542千円	494千円	446千円
サル		被害情報あり	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
アナグマ		大きな被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
ヌートリア		大きな被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
合計		6,678千円	5,674千円	5,174千円	4,673千円
イノシシ		被害面積	3.180 ha	2.700 ha	2.460 ha
タヌキ	0.800 ha		0.680 ha	0.620 ha	0.560 ha
カラス	1.200 ha		1.020 ha	0.930 ha	0.840 ha
ヒヨドリ	1.800 ha		1.530 ha	1.390 ha	1.260 ha
サル	被害情報あり		被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
アナグマ	大きな被害情報なし		被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
ヌートリア	大きな被害情報なし		被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
合計	6.98 ha		5.93 ha	5.40 ha	4.88 ha
イノシシ	被害量		24,103 kg	20,487 kg	18,679 kg
タヌキ		1,100 kg	935 kg	852 kg	770 kg
カラス		2,100 kg	1,785 kg	1,627 kg	1,470 kg
ヒヨドリ		2,900 kg	2,465 kg	2,247 kg	2,030 kg
サル		被害情報あり	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
アナグマ		大きな被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
ヌートリア		大きな被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし	被害情報なし
合計		30,203 kg	25,672 kg	23,405 kg	21,162 kg

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲隊（猟友会）への捕獲委託 ・ わな猟免許取得及び狩猟者登録費用の補助 ・ 捕獲機材の提供・貸出 ・ わな講習会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲成果が挙がらない従事者への捕獲の技術、知識、意欲等の向上対策 ・ 担い手の育成

防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害防止総合対策事業（整備事業）を活用し防護柵を設置 ・ 個人での防護柵設置に対する単町補助を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置方法、設置後の管理・補強の啓発
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地にイノシシが出没した際、捕獲隊、実施隊、警察と連携して追い払いや捕獲を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案が発生した時の人材の確保 ・ 緩衝帯や里との境界への侵入防止柵の設置の検討 ・ 緩衝帯の整備 ・ 放任果樹の除去等被害防止の普及啓発

（５）今後の取組方針

<p>捕獲と被害防止との連携強化に努め、集落単位での活動を推進し、被害防止対策の効果向上を目指す。また、住民への被害防止対策に関する普及啓発を行い、意識改革、理解及び協力体制を構築し、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。</p> <p>○集落単位での活動を推進し、個人における負担の軽減を図り、活動意欲の向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の設置、管理及び補強、緩衝帯の整備、放任果樹の除去 雑木林・耕作放棄地の刈払及び再活用 ・ 鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり ・ 農業従事者、集落代表者等への狩猟免許取得の推進 ・ 講習会、研修会の開催 ・ 補助事業の活用など <p>○捕獲従事者の確保、捕獲技術の向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得費用等の補助 ・ 講習会、研修会の開催など <p>○普及啓発による住民の理解及び協力体制の構築を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害に対する意識改革 ・ 被害防止活動への参加など

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

山口県大島郡猟友会	捕獲委託契約を締結し、猟友会員で編成された捕獲隊により捕獲を実施
-----------	----------------------------------

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、タヌキ、カラス、ヒヨドリ、サル、アナグマ、ヌートリア	捕獲技術・知識・意欲の向上及び捕獲従事者の確保及び担い手の育成に努める。 猟友会へ捕獲機材購入費の補助、箱わなの購入及び貸出を行う。
令和6年度		
令和7年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>これまでの捕獲実績及び捕獲数の増減を考慮すると共に、毎年適切な個体数管理が必要であることから、着実な捕獲を継続していく。</p> <p>① イノシシ</p> <p>近年の捕獲実績は、令和元年度は2,301頭、令和2年度は3,023頭、令和3年度は2,816頭で推移し、令和4年度においても高水準の捕獲が予想される。 被害は町全域に及び、被害の増加が懸念されるため、捕獲計画数を2,500頭とする。</p> <p>② タヌキ</p> <p>近年の捕獲実績は、令和元年度は164頭、令和2年度は214頭、令和3年度は187頭で推移し、令和4年度においても近年並みの捕獲が予想される。 被害は町全域に及び、被害の増加が懸念されるため、捕獲計画数を300頭とする。</p> <p>③ カラス</p> <p>近年の捕獲実績は、令和元年度は201羽、令和2年度は152羽、令和3年度は56羽で推移し、令和4年度においても近年並みの捕獲が予想される。 町全域において、収穫時期に町の基幹産業であるみかんへの食害が深刻であるため、捕獲計画数を300羽とする。</p> <p>④ ヒヨドリ</p> <p>カラス同様、町の基幹産業であるみかんへの食害が深刻であるが、捕獲従事者がいないので、新規捕獲従事者の確保に努め、捕獲計画数を100羽とする。</p> <p>⑤ サル</p> <p>町内で単独のサルが確認されることがあり、被害は民家侵入が主である。農作物や人的被害の発生も懸念されるため、捕獲計画数を1頭とする。</p>

⑥ アナグマ

食害等の大きな被害の情報が入っていないが、被害の拡散が懸念されるため、捕獲計画数を10頭とする。

⑦ ニートリア

食害等の大きな被害の情報が入っていないが、被害の拡散が懸念されるため、捕獲計画数を10頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2,500	2,500	2,500
タヌキ	300	300	300
カラス	300	300	300
ヒヨドリ	100	100	100
サル	1	1	1
アナグマ	10	10	10
ニートリア	10	10	10

捕獲等の取組内容

イノシシ、カラスについては、銃器、わなを用い通年で捕獲を行う。タヌキ、サル、アナグマ、ニートリアについては、わなを用いて通年で捕獲を行う。ヒヨドリについては、わなを用いて通年で捕獲を行う。

捕獲場所は周防大島町全域である。なお、周防大島町は猟区に設定されているため、有害鳥獣捕獲については、猟区管理者と協議調整し行うものとする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

現時点では使用を検討していないが、必要が生じた場合は使用を検討する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度

イノシシ タヌキ アナグマ ヌートリア	ワイヤーメッシュ 電気柵 トタン	40,000 m	40,000 m	40,000 m
カラス ヒヨドリ	防鳥ネット	5,000 m ²	5,000 m ²	5,000 m ²
サル	ワイヤーメッシュ 電気柵	500 m	500 m	500 m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、タヌキ アナグマ、ヌート リア、カラス、 ヒヨドリ、サル	侵入防止柵の設置者に管理を要請し、修繕等の必要が生じれば、可能な限りの支援を行う。	侵入防止柵の設置者に管理を要請し、修繕等の必要が生じれば、可能な限りの支援を行う。	侵入防止柵の設置者に管理を要請し、修繕等の必要が生じれば、可能な限りの支援を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、タヌキ、 アナグマ ヌートリア、カ ラス、ヒヨドリ サル	・ 緩衝帯や里との境界への侵入防止柵の設置の検討 ・ 住宅地に鳥獣が侵入した際の追い払い ・ 集落ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策の推進
令和6年度		
令和7年度		

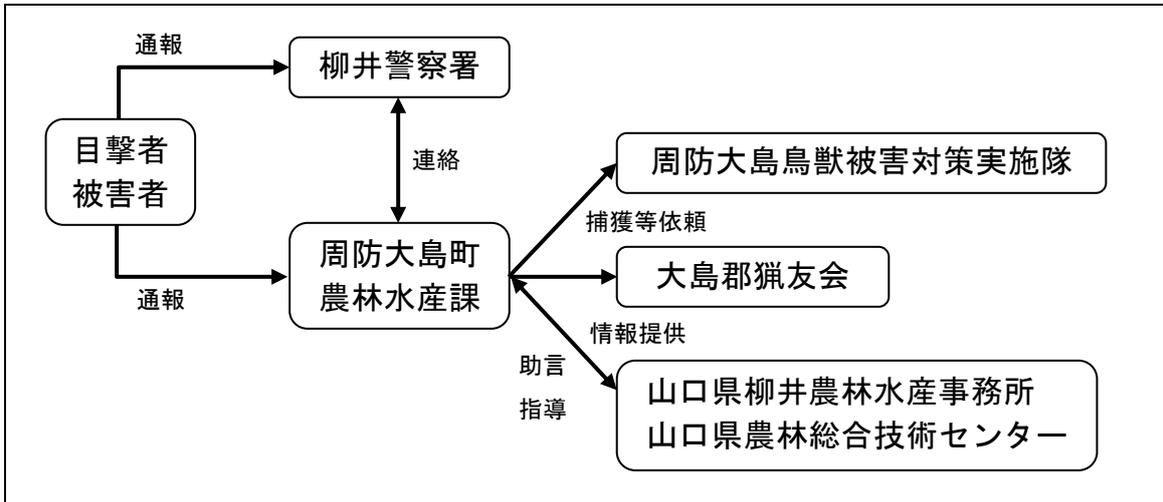
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
周防大島町	住民からの通報受付 被害状況の確認、関係機関への連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動
柳井警察署周防大島幹部交番	住民からの通報受付 被害状況等の確認、関係機関への連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動
山口県柳井農林水産事務所 山口県農林総合技術センター	関連情報の提供 関連対策の助言・指導

山口県大島郡猟友会	被害状況等の確認 捕獲又は追い払い活動
周防大島鳥獣被害対策実施隊	被害状況等の確認 捕獲又は追い払い活動

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

止め刺しを行い、山林等に放置せず、捕獲従事者が責任を持って埋設するなど適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等
その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ肉を食用処理して販売する。
ペットフード	利用可能かどうか検討する。
皮革	どのような製品として利用できるか調査研究する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	どのような製品として利用できるか調査研究する。

(2) 処理加工施設の取組

食用処理したイノシシ肉の学校給食への提供等により普及拡大を図り、有効利用を促進する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組事例についての情報発信を行うほか、関係機関等で開催される各種イベントや研修会など、交流機会の情報提供に努め、人材育成を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	周防大島町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
周防大島町	協議会の事務局を担当し、運営を行う。
周防大島町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県農業協同組合 周防大島統括本部	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県大島郡猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
山口県鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の観点から有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県柳井農林水産事務所	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。
山口県農林総合技術センター	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
柳井市	サル対策に係る情報交換。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年度に設置。有害鳥獣の捕獲、住宅地に出没した場合の追い払い等を行う。
令和4年11月末現在隊員数16人（うち、捕獲隊員6人）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特定の場所への頻繁な出没や緊急的な対応が予想される場合は、関係機関との情報共有や被害防止体制の確認を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農家をはじめ住民に対して、耕作放棄地、放任果樹や収穫残渣を残さないようにすることなど鳥獣被害防止に関する啓発を行い、集落ぐるみでの鳥獣被害防止対策の推進を図る。
また、近隣の鳥獣被害防止対策協議会と連携し、施策のより一層の有効化を図る。